

全部を終わらせませんでした。大変申しわけありません。

フラワー長井線については上下分離方式で懸案の経営改善がようやくスタートするということがあります。計画を見せていただくと、5年間で、これは自然減を抑えながらの数字でありますけども、輸送人員を5年間で1万7,400人ふやすというふうな計画も持っておられると。これ年間にしますと3,480人ふやすと。減っていく分も含めての人数だと思えますので、乗客数の増だと思えますので、単純にふえるということじゃないわけですが、大変な経営改善の取り組みだなというふうに思いますが、そうしたことを考えますと、新車両の導入は将来どうするのか、当然黒字経営を5年後目指しておられるようですが、利用者、この間、白鷹町のあゆむでのシンポジウムでも、とにかく乗車料金が高いのよというふうな声が高校生の中からも出ましたし、今まで私の周辺の方々も、今泉まで送る、また山形のほうさ子供通ってと、赤湯まで送り迎えしてるなんて親御さんもいました。ぜひその役員報酬等の見直しも含めて、経営改善にじっくりと当たっていただくようお願いを申し上げまして、ちょっと時間がなくて欠けた分ありましたが、以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

赤間泰広議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位9番、議席番号10番、赤間泰広議員。

(10番赤間泰広議員登壇)

○**10番 赤間泰広議員** 公明党の赤間泰広でございます。今定例会最後の質問になりました。私の質問は通告書のごとく、大きく3件であります。よろしくお願いいたします。壇上にて質

問の概略を申し上げ、質問については質問席から一問一答方式でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1番目の質問は、市民の方からのご相談でありまして、先ごろ20年以上市営住宅にお世話になり、入居者が高齢化でひとり暮らしのため、老人施設に入ることになり、市営住宅を退去することになりました。そこで、退去時、畳、ふすまを全て新しくして出て行ってほしい旨と、新しくするための改装費として二十四、五万円の請求書を提示されたとのこととあります。当然提示された方は大変驚かれたのは言うまでもありません。市担当者いわく、3年以上住み続けられていると、全て新しくして退去してもらうことになっているとの説明を受けたとのこととあります。

私は本来の市営住宅の目的、使命を忘れたのではないかと言わざるを得ません。長井市営住宅管理条例には利用基準として、第3条にありますが、市は低額所得者の住宅不足を緩和するため、飛びます、住宅に困窮していることが明らかかなものであること云々と定められております。

国土交通省から敷金返還に関するガイドラインというものが出されていますので、紹介させていただきます。参考の上、ご回答いただければと思います。裁判になると参考になることから、現在は一般的な考え方として定着されつつあります。民間賃貸住宅における賃貸借契約は、いわゆる契約自由の原則により、貸す側と借りる側の双方の合意に基づいて行われるものですが、退去時において貸した側と借りた側のどちらの負担で原状回復を行うことが妥当なのかについて、トラブルが発生していることがあります。こうした退去時における原状回復をめぐるトラブルの未然防止のため、賃貸住宅標準契約書の考え方、裁判例及び取引の実務等を考慮の上、原状回復の費用負担のあり方について妥当

と考えられる一般的な基準をガイドラインとして、平成10年3月に取りまとめたものであり、平成16年2月及び平成23年8月には、裁判事例及びQ&Aの追加などの改定を行っております。

上記ガイドラインからすると、賃借人が10年住むことによって畳、クロスの償却期間が終わっておりますので、補修費を出す必要はありません。入居した年数によって入居者の負担金は減っていくものとなっております。原状回復の定義として、原状回復とは、賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意、過失、善管注意義務違反、この善管注意義務違反は例えば風呂の水を出しっ放しにして忘れていて下に水が漏れたとか、雨が降っているのに戸をあけっ放しにしている畳、その他フロアが汚れたなどということでありまして、その他通常の使用を超えるような使用による損耗、毀損を復旧すること。したがって、損耗等を補修、修繕する場合の費用については賃借人の故意、過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗等については賃借人が負担すべき費用とし、他方、例えば次の入居者を確保する目的で行う設備の交換、化粧直しなどのリフォームについては、経年変化及び通常使用による損耗等の修繕であり、賃貸人が負担すべきとした。

また、日本敷金鑑定士協会によればですが、返還する金額を一方向的に大家さん、または不動産業者が決定するのはおかしくありませんか。汚れていたから、壊れていたから等の理由で交換しましたが決まり文句です。補修費用の交換費用は一般のリフォーム工事より5割高と言われており、作業内容は同じなのですが、賃貸住宅の原状回復工事となると、なぜか高額な見積書が完成します。おまけに諸経費までつけてあります。

以上が一般的な考え方でありまして。参考にいただければと思います。

次に、公明党では食品ロス問題に光を当て、ことし5月に政府に対して食品ロスゼロを目指す提言を提出し、消費者庁の基本計画改正に食品ロス削減への取り組みが反映されました。さらに法整備を目指し、整備を進めております。日本では、年間約2,797万トンの食品廃棄物等が出ています。このうち食べられるのに捨てられている食品ロスは年間632万トン、農林水産省及び環境省、平成25年度推計であります。これは飢餓に苦しむ国への食糧援助量、平成26年では約320万トン、約2倍の量であります。また、日本人1人当たりで換算すると、お茶わん約1杯分、約136グラムの食べ物が毎日捨てられていることとなります。食品ロスの約半分は一般家庭からのもので、約302万トンも発生していると言われております。

そこで、私たちもこの問題を共有すべく、以下の質問をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○**渋谷佐輔議長** 赤間議員に申し上げます。一問一答方式ですので、それは……。

○**10番 赤間泰広議員** 概略を申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 質問席からお願いします。

○**10番 赤間泰広議員** 間もなく終わりますので、よろしくお願申し上げます。

次に、3番目の質問は、第30回長井マラソン大会についてであります。私の前にも2人の方が質問されておりますので、重複すると思われませんが、よろしくお願いたします。

多くの参加者、後援をいただいた関係者に多大なるご迷惑をおかけしました。どのような経緯であったか、関係者の皆さんはもう終わったことだからそっとしてほしいと思われるかもしれませんが、そのようなわけにはいかないことは周知しておられると思います。

先日、11月24日に関係者が集まり、今回のことについて最終判断されたとお聞きしました。

どのようなことが決まったのか、興味があるところでございます。私が思うに、1年以上も前から、さらにはそれ以上も前から今回のフルマラソンの準備をされていた方がいらっしゃるかと推測されます。そういった方々に対してどのように報いるか、おのずと道が見えるのではないかと思います。

以上で壇上からの質問の概要を述べさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。失礼します。

(「質問は1件も入ってませんので……」の声あり)

○**渋谷佐輔議長** 入ってるよ。

○**10番 赤間泰広議員** 概要ということでございます。

大変失礼いたしました。初めてでございますので、多少概要だけでございまして、何々しましたかとかというお尋ねは一切しておりませんので、この中では。

○**渋谷佐輔議長** ありましたよ、ありましたよ。

○**10番 赤間泰広議員** どこでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 一番最初。

○**10番 赤間泰広議員** えっ、そうですか。

初めに、建設課長にお尋ねいたします。

長井市市営住宅について、市営住宅の退去時についての管理規定はあるか。どのようにあるか、お答え願います。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** 管理規定についてですが、長井市営住宅管理条例において、入居者は当該住宅を明け渡そうとするときは5日前までに市長に届け出を出て、検査を受けなければならないとしており、住居の清掃や修繕等、原状回復後、明け渡すこととなります。退去に伴う修繕につきましては、床や壁、柱、給排水施設等につきましては市が行いますが、障子、畳、ふすまの修繕は入居者に行っていただくこととなります。そして、障子につきましては原則全て張

りかえ、畳については2年未満の入居者は原則不要で、2年以上5年未満の入居者は畳の裏返しが必要となります。そして、5年以上の入居者は必ず張りかえが必要となっております。そしてふすまについては3年未満の入居者は原則不要、そして3年以上入居者は張りかえをする必要が出てきます。これらは明け渡す際に状況を見させていただき、判断することとなりますので、状態によっては規定以上に修繕等が必要となる場合もございます。そして、この退去時の修繕につきましては入居時に説明を行い、書面で同意をいただいているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** わかりました。全くそのとおりでございます。

しかしながら、このたびのご相談というのは20年も前に説明されたって課長はおっしゃるんですけども、確かにそれはそのとおりかもしれませぬけれども、やはり市営住宅の本来の目的っていうのは、やっぱりある程度の住宅困窮者、それから生活に困っていらっしゃる方っていうことが多いはずでございますので、ぜひそういったところをもう少し考えていただければなというふうに思うところでございます。

それから、2番目になりますけれども、敷金と原状回復について、今おっしゃられたことも加味するんですけども、どのようになっているかお尋ねいたします。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** お答えします。

市営住宅の敷金につきましては、これも市営住宅の管理条例におきまして、市長は入居者から入居時における三月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができるとしておりまして、また入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし未納の家賃または損害があるときは敷金のうちからこれを控除した額を還付するとしており、先ほど退去時

についての管理規定で説明させていただきました畳、ふすま、障子の修繕料に退去者の同意を得ながら敷金を充当させていただいているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** わかりました。そのとおりだと思うんですけども、例えばですね、病気やけが、失業時に市長が認めるときは家賃の減免措置がありますが、その辺の適用っていうのはこの退去時については一切ないというような考えなんですか。何の減免とかそういったことはないのかということをお尋ねします。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** 今ありました赤間議員の質問につきましては、条例上は記載されておられませんので、ないものと考えております。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** 家賃の減免措置があって、出る時はないっていうのは本当に大変冷たい、私がこういうのではなくて、今後ですね、何か少し考えていただければなというふうに思うところなんですけれども、とにかく敷金と原状回復との開きがかなりあるということなんです。この方は敷金として入ったとき6万円強ぐらいだったかと思うんですけども、敷金として預けられていたということで、今回で請求されたのが二十四、五万円ということで、4倍強ぐらいだったということでございます。こういったことを今後、何かの対応をしていかないと、次の質問にもこれ、入ってくるんですけども、かなり大変なことになると思うんですけども、その辺についての考えていうのは、今言われたとおりに条例上の回答っていうことで、何もありませんか。何も権限がないからっていうことですか。もしあればよろしくお願ひします。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** 敷金、普通家賃の二月分と

か三月分というふうに民間のほうのアパートでもありますが、市営住宅の場合は一月の家賃がとて安くて、三月分としましてもやっぱり5万円とか6万円で、退去時のその修繕費用に充てたととしても、どうしても自分のほうで追加して支払わなければならないというふうな状況になっておまして、私どももそこはちょっと大変であるなというふうには感じているところでございます。

それで、敷金を、家賃を上げるということもなかなか厳しくて、そこら辺の解釈をどうしていくかというところは本当にこれからの検討課題だなというふうにも感じております。いろいろ議員の皆さんにも指導いただきまして、その辺は考えていきたいなというふうに思っております。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** そうですね、ぜひ今後検討っていうか、考えていただきたいなというふうに思うところでございます。例えば先ほど課長が言われたとおり、2年は何もすることないみたいな話ですよ。そうすると、2年目に入った人が、極端な話ですよ、そこから1年ぐらいでやめていけば何にも、2年しか使っていないところであれば、トータル的に個人が使ったのが2年しかないとかっていうことであれば、それは送り送りになっていくっていうことですよ。その原状回復の責めはないけども、2年ぐらいだとずっと住んでいられるみたいな話になるわけですよ、次の人がっていう意味で。そういう基準、トータル的にはもう4年たっているわけですけども、ですよ。初めの人2年で出れば、原状回復はすることない。次の人も2年で出ていけば、当然2年だから、その人は原状回復することないっていうことになりますよね。そういうときも恐らくあるんじゃないかと思うんですけども、まさか前の人の分まで通算されていくっていうことではないです

よね。それにはちょっと、私の考えが間違っているのであれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** 今のご質問でございますが、畳は2年、そしてふすまは3年の場合は、原則修繕不要というふうになっておりますが、これは退去時に立ち会いして調査をさせていただきます、幾ら2年以下、3年以下となっております、壊れてたり汚れてたりしたら、そのときは修繕していただくことになっておりますので、先ほどそういったご説明をしたつもりでございました。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** 余りこんなところ、重箱の隅をつついてもしようがないんですけども、だけど、2年までいいとか、1年ならばいいみたいになると、トータル的に次の人が来れば3年になるというわけで、そういう意味で私は申し上げたんですけども、そういったことも決めていただければいいかなと思います。

3番目の質問なんですけれども、3年以上住み続けられている戸数と、入居人、戸主の年齢はどのようになっているか、50歳未満、50歳代、60歳代の後半、前半の人数、それ以上の人数はどのようになっているかお尋ねいたします。建設課長にお願いいたします。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** お答えします。

市営住宅におきましては、現在入居できる戸数が160戸ありまして、そのうち150戸に入居されている状況です。その中で、3年以上住み続けられている戸数は138戸となっております。また、入居されている世帯主の年齢構成ですが、50歳未満が60戸、50歳から60歳が32戸、61歳から65歳が21戸、そして66歳から70歳までが11戸、最後に71歳以上が26戸となっております。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ありがとうございます。

事前に資料として頂戴しておりまして、全くそのとおりです。私が言わんとすることは、結局3年以上住み続けられている人がもう138人はいるということなんですよね。そうすると、年齢も61歳以上であれば58戸の方がいらっしゃるということで、この方がずっと住み続けるって、命というのは限りあるわけですから、それは一緒っていうわけには、一緒っていう、そういう言い方じゃないんですけども、100年も200年もっていうわけじゃないわけですので、当然こういう問題っていうのはこれからどんどん出てくるんじゃないかというふうに思うわけです。ぜひやっぱり考えていただきたいのは、これがどれがいいかっていうのは私もちょっとわからないんですけども、例えば3年ぐらいになったら、ある程度千円ぐらいの敷金の積み立てとか、もともと敷金というのはその入っている人のお金でありますから、積み立てとかそういうふうにしていかないと、出るときに25万円ぐらい払ってんげと言われたって、恐らくこれは大変なことで、無理じゃないかなというふうに思うんです。ぜひその辺のことも今後考えていただきたいと思います。

私、前段、壇上で申し上げたのは、もちろんこれはあくまでも民間の賃貸住宅っていうことなんですけれども、一応国土交通省のガイドラインとしてそういうのがあるということも知っていただいて、これを準拠しろとかって市には言えないのかもしれないですけども、ある程度こういうのも見ていかないと。本来の市営住宅っていうのはやっぱりそういう困った人に貸すっていう、もうけようっていう意味じゃないわけですので、そういうことをしっかりともう少し考えていただければ、これから3年以上住み続けられている人がどんどんふえていくわけですよ、これ。3年未満がまだ12戸しかないんですけども、138戸の方がもう3年以上住

み続けられているということですので、ぜひ検討していただければなというふうに思います。

あとそれから、3年ぐらいたったら恐らく10年前に言われたこと、20年前に言われたことっていうのは、その契約書に書いてますよって言ってしまえばそれまでなんですけども、それを覚えてるっていうのは恐らく、いないとは言えねえんですけども、恐らくいやんねえと思うのよ。そういうときのためにもやっぱり3年以上たてばこれぐらいの金が出ていくときにかかりますよっていうような、そういうお話もしていただければなというふうに思うんですけども、親切っていう意味でね。そういう考えはありますか、ちょっとお尋ねいたします。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** こちらからその退去時の修繕料を幾ら幾らためておいてくださいって言うのもなかなか難しいのですが、毎年所得で家賃が変わるものですから、契約の更新とかがありますので、その辺、少しうちのほうからお願いといえますか、そういったことをぜひ提供していきたいなというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ぜひ、親切っていうことと言って、貯金っていうのは確かに難しい面があるかもしれないですけども、実際出ていくときにはこのぐらいかかるんだということを認識していただく意味でも、ぜひ一報なり、何かしゃべっていただければなというふうに思うところでございます。

それで、4番目、これは市長にお尋ねしたいんですが、今後の課題として、利用者が高齢化していくが、市当局として高齢化対策を考えていることがあるかお伺いいたします。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

昨年度より市営住宅の長寿命化計画に基づき、

社会資本総合整備交付金の公営住宅等ストック総合改善事業を行っておりますが、これは屋根や外壁の修繕及び風呂場のリフォームや水回りの改善、階段の手すりの設置など、バリアフリー化の対応や、入居者の生活環境の改善を行いまして、居住性の確保に努めているところでございます。

赤間議員がおっしゃる高齢化対策というのは何をおっしゃっているのかでございしますが、例えば4階までの建物の階段は大変だからエレベーターをとかっていうことについては、原則難しいというふうに思っております。

なお、今まで建設課長のほうにいろいろ指導をいただいた部分でございしますが、やっぱり担当課長としての権限っていうのはなかなかないものですから、やはり私どもと相談しながら課題の部分については見直していくということでございますので、担当課長だけではなくて、もし一問一答でそういうことをおっしゃるんでありましたら私のほうに振っていただければ、課長のほうから市長に振ることはできないと思いますので、それで同じことを担当課長に同じ答弁で、ここを直せ、あそこをどうだって言われても、言えることと、なかなか自分の判断だけでできないことがあるかと思っておりますので、そのところはぜひ赤間議員のご判断でお願いできればというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** 全くそのとおりでございます。市長からは私が今、聞こうとしていたことまで答えていただいたんですけども、結局、先ほど課長がおっしゃられたとおりの、50歳から60歳までが32戸、あと61から70までが32戸ということで、高齢化がこれから進んでいくっていうことで、今のその団地式の住宅っていうのは高齢者に対しては適さないというのは、やっぱり市長も今おっしゃられたとおりで思っております。やはり何か考えていかなければな

らないというようなことを私は思っております。

それですね、次の質問にもあるんですけども、これも市長にお答え願いたいんですが、この現在利用されている長屋式住宅は何戸利用されているか、利用されていない住宅は何戸あるか。昭和40年から昭和47年に建てられた老朽化しているように見えるが、このままの状態を利用させるかっていうことについてもお尋ねしたいんですが、よろしく願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 私より課長のほうが答弁がふさわしいような気もいたしますが……

（「市長がしなきゃいけない。するかしないかは。」という声あり）

○**渋谷佐輔議長** ちょっと冷静にお願いします。

○**内谷重治市長** はい、済みません、長屋式市営住宅は、お答えいたしますが、4地区に64戸あり、36戸が入居中ということでございます。これらについては市営住宅の長寿命化計画に基づき、老朽化のため用途廃止を予定しております。入居者の募集は行わないようにしております。既に28戸は政策空き家となっております。将来は住みかえ誘導策等、円滑な用途廃止の検討も必要と思われま。

私、聞かれてはいないんですが、例えば赤間議員が最初、質問された、長年入っておられた方が退去される時に、そのいろんな傷んだ部分を直していただくというような、これ、民間でも同じ約款になっているはずなんですが、やっぱり課題は敷金の範囲内で普通は済ませるのが一般的です。ただ、現在は敷金以外に請求されるケースが後を絶たないというのがやはり不動産のトラブルの大きなものになっているというふうに聞いておりますけれども、今回の赤間議員がおっしゃった部分も、敷金での範囲内だったら、それは入居される方も納得するのでしょうけれども、その3倍、4倍の請求をされたということでの問題ということだと思います

けれども、そもそも市営住宅については住宅政策として低所得者の方のための住宅提供でございますので、家賃も低く抑えてございます。

したがって、市のほうとしては、政策として市の税金を投入して建設して、安くご利用いただいていると。ただ、出る際にその部分が帳消しになるような高額な退去費用というのはやっぱり問題だと思います。ぜひ私に最初にそういったことを質問していただければ答えられたんですが、やっぱりそれは担当課長では答えにくい部分でございます。指摘、指導されるのはいいんですが、それから回答を求められると答えられないと思いますので、そういった場合は私のほうに言っていただければ、私としては、担当からはそういうふうに聞いてますけれども、やはりそれらの対策を考えないと、特に高齢者の方が退去されるということで、年金で暮らしおられる方に数十万円の請求なんていうのは、これは大変なことでありまして、そういったケースがあった場合は、やはり何らかの対応策を講じなければならないと考えておりますので、ぜひその質問の項目の際もですね、ちょっと選んで私と担当課長のほうに振り分けていただければと思います。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ご指導ありがとうございました。今、市長から力強いお言葉を頂戴いたしました。ぜひですね、じゃあつつうほどじゃないんですけども、今、課長にお尋ねしたことをぜひ市長のほうでご検討いただければなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

長屋式住宅、その昭和40年から47年までに建てられたっていうことは、もう50年以上はたっけいらっしやるわけですよ。先日、私のところに朝6時ごろ電話が来ましてですね、部屋の中に蛇がいるというようなことで電話を頂戴したんですが、そしたら、やっぱりネズミの穴

から蛇が入ってきて、何かもう震えてるんですね、そういうおばあちゃんだったんですけども、そういったことで、このままこの場所に政策的だから云々じゃなくて、やはり快適な場所に住ませていただけるような検討なり何かは市長としてお考えないのかお尋ね申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 長屋式住宅については議員おっしゃるように、かなり老朽化が進んでおり、やっぱり住んでおられる方については安い入居費用ということもあるんでしょうけども、市としては少し気の毒だなというふうに思っております、したがって、退去されたらその住宅は利用しないというふうなことにしておりますけれども、それでいいかということ、やはり今住んでおられる方がそういう厳しい環境であるということであれば、むしろ例えばでございますが、雇用促進住宅で使わなかった部分のほうはむしろずっと環境はいいと思うんですね。

私どもも幸町の雇用促進住宅については高く買えませんでしたけれども、そういったところを利用できればいいんだろうなというふうに思いますし、なかなか市のほうで新たに建てて入っていただくということについては、現状としてはさまざまな事業がめじろ押しでございますので難しいとは思いますが、少なくともそういう衛生的でないような住宅については、今後何らかの対応をしなきゃいけないというふうに思いますので、再度市営住宅のあり方について検討しながら対応していかなければならないと思いますので、もしそういう状況である場合は、ぜひ赤間議員のほうからも建設課なり、その担当なりに現状を見るように指導いただいて、その対策について緊急的にやるといったことも必要だと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** よろしくお願ひ申し上げ

げます。

その次の質問です。6番目なんですけれども、取り壊された長屋式住宅の跡地利用を考えているかということをお尋ねしたいと思います。私、先に市長も言われたんですけども、先に言われてしまったんですけども、この跡地利用をして、またどうしても高齢者の方が住まわれるとなればエレベーターをつけるか、またはそういう平家で長屋式の住宅なんかをまたさらに建てたほうがいいんでねえかなってというふうには個人的には思ったんですけども、そういうふうな考えはございませんか、その跡地利用ということで。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

市営住宅というのは国の基準がございまして、それに満たしていれば補助を受けて建設することができます。入居される方の条件っていいですか、これは所得、あるいは障害をお持ちの方とか高齢者の方とか、いろんな例がございしますが、基本的には若い世帯ですと、ひとり暮らしの方は入居できないんですね。一方、お年寄りの方ですと、ひとりでも入居できると、所得が低ければということでございます。

したがって、生活保護を受けておられる方でひとり暮らしの方などは、高齢者であれば入居できるわけです。市として今後どうするかということについて、新しく建てて入っていただくと、これが一番いいというふうに思うんですけども、そのためには多額の工事費用、それで多くの方がいらっしゃるわけですから、そうすると、当然皆さん新しいところに入りたいという要望もあるわけでございますので、今後どうするか、やはりいろんな課題があるかと思しますので、検討してまいりたいと思います。

なお、現在、政策空き家などで空き地になっているところについては、やはり市の土地でございますので有効活用しなきゃいけないという

ことで、宅地造成っていいですか、そのまま販売できるわけですね。あるいは今後、検討している例えばすみれ学園のような、今、旧清水保育園を政策的にちょっと借りてお願いしておりますが、そういったところを建てるか、やはり活用していかなきゃいけないというふうに思っておりますので、まずよろしくご理解をいただきたいということと、あと市営住宅をそれを新たに建てるかということについては、全体の公共施設整備計画の中にも組み入れておりませんので、これらについてはちょっと今後、時間を少しいただいて検討したいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** わかりました。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、大きい2番目の質問に入りたいと思います。食品ロスについてでございます。先ほど壇上でも、いろいろ私どもが行っていることについて申し上げましたので、初めに、教育長にお尋ねしたいと思います。教育施設における学校給食や食育、環境、教育などを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 平田 裕教育長。

○**平田 裕教育長** 食品ロス削減に向けた取り組みをすべきではないかということのご質問でございますけれども、平成28年、ことしでございますが、3月に農林水産省におきまして第三次食育推進基本計画、これが策定されてございます。平成28年度、今年度から32年度までの5年間の期間、この基本計画に基づきまして食育に関する政策が行われてございます。この基本計画の政策目標の一つとしまして、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民をふやすとされまして、その数値目標が平成26年度の現状値67.4%から平成32年度、80%以上、これを目標にしているところでございます。

議員からご指摘ありましたとおり、現在の日

本が食料の多くを海外に依存しておりまして、食料自給力の維持、向上が急務となっているわけですが、一方では開発途上国を中心に多くの人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる中で、我が国では大量の食品廃棄物を発生させまして、環境に大きな負荷を生じさせていることは事実でございます。社会全体としまして食品ロスを減らしていくことは、世界の食料問題や環境問題にとって重要なことでございますので、学校教育の中でも食品ロスについて学ぶことは非常に教育的価値が高いというふうに思います。したがって、教育現場、学校におきまして食品ロス削減の啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、一方で、食品ロスの問題が学校給食を残さず食べるということに安易にはつながらないようにしていきたいというふうに思います。学校給食は教育活動の一環、一つでございますので、いろいろな食材に触れたり、それからいろいろな味に触れるということも、これ貴重な経験というふうに考えてございます。したがって、子供たちがちょっと苦手な食材、嫌いな食材などもあえて提供する場合もございます。そんな場合に子供たちが嗜好に合わないからといって残してしまうことも間々あるわけでございますけれども、その場合のある程度の残食についてはやむを得ない。ただ、食品ロス削減に向けた取り組みの一環としまして残さず食べていきたいと思いますということは、これは基本的には指導してまいりますが、学校給食の中ではそのような配慮、またアレルギーに対する配慮も必要だというふうに考えてございますので、それらの配慮を行った上で食品ロス削減の教育を進めていきたいというふうに考えてございます。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ありがとうございます。

給食のことについても私、お尋ねしたいなというふうに思っていたところですが、やはりい

ろんな面でそういう事情があるということはわかりました。大体概略的に1日にどのぐらい残っているかっていうようなことはおわかりでしょうか。もしわかれば。

○**渋谷佐輔議長** 平田 裕教育長。

○**平田 裕教育長** それでは、学校給食調理場長を教育参事が兼ねてございますが、そちらのほうに数字をお答え申し上げさせたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 横山賢一教育参事。

○**横山賢一教育参事** 昨年度の数字でございますが、小学校、中学校全体であります。おかげにつきましては年平均で4%、ご飯につきましては7.7%の残食があるようでございます。小学校の部分で申し上げますと、小学校の平均で27年度であります。年平均で3.9%がおかず、ご飯につきましては7.2%。中学校の平均であります。おかげで4.6%、ご飯が9.8%というふうな残食になっておるようでございます。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ありがとうございます。詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。

いろんな事情があるということでございますので、この残すのは、これが最低ってことじゃないと思うんですけども、ぜひ日ごろの教育のほうでよろしく願い申し上げたいと思います。

2番目の質問に移らせていただきたいと思えます。2番目は、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みの推進を市報などで周知すべきと考えるが、いかがでしょうかということをお尋ねいたします。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 赤間議員おっしゃるとおりだと思います。家庭において食品在庫を適切に管理することや食材の有効活用に取り組むことは、重要なことだと思います。食べ物の大切さを理解

していくことができますし、ごみの削減にもつながります。市報などで周知することも結構かと思えます。

ただ、具体的に各家庭でどんなことに取り組んでもらったらよいかと考えますと、なかなかよい考えも出てきません。各家庭では長い不景気での経験から、現在は財布のひもがかたくなっているのではないかとされています。恐らく赤間議員のおたくでも食べ物を無駄に捨てることはないと思えますし、食べ切れないほどの食べ物の贈り物をももらったときでも、ご近所にお裾分けするなど有効に活用してる実態があるかと思えます。レインボープラン推進協議会や長井市などの食育のイベントで料理教室を開催しておりますが、その教室では食材を余すところなく使い切り、参加者から驚かれます。特に齋藤真知子さんを講師に迎えての料理教室では野菜スープをつくったのですけれども、普通なら捨ててしまう皮の部分まで使ってつくるスープで、参加者からおいしいと評判でございました。料理教室は調理室を使う関係で少人数の開催となり、地道な取り組みですが、こうした取り組みを今後も継続していくことが大切だと考えております。市報などの周知についてはぜひ行っていきたいと思えます。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ありがとうございます。ぜひそのようによろしく願いしたいと思えます。

3番目でございます。飲食店における飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、市民、事業者が一体となった取り組みを進めることも重要と考えます。また、各種宴会などでの会食の際、宴会から30分間とお開きの前の10分間は食事を楽しむ時間とした30・10運動、これは長野県の松本市でもやっていたらっしゃるんですけども、推進、取り組みを提言しますが、どのように考えるか、市長のご意見をお願い申

し上げます。

○**洪谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 飲食店で残さず食べることは、食べ物を大切にすることですから、食育の基本だと思います。ぜひ市民の皆様にも心がけていただきたいと考えます。30・10運動の件などをご提言いただきましたけども、山形県内でも南陽市さんのほうでやはり公明党さんからの30・10運動の推進ということで、9月議会でこの件についてのご提言があったと。それで南陽市としては市職員や市の外郭団体に声がけをすることということで、実際課長会で呼びかけがあったということでございます。

また、山形市のほうの取り組みなんですけど、12月6日の夕方のNHKの総合テレビで山形市の30・10運動の紹介があったということでございます。山形市の市民団体として、ごみ減量・もったいないねット山形というのがあるそうでございます。市議会議員も入っていらっしゃる会だそうです。このごみの減量に取り組んでおまして、マイバッグ運動などの実施とともに、ことしは会員の発案で30・10運動に取り組んでいるということでございます。私もこの30・10っていうのは赤間議員を初め、議員の皆さんもそうだと思うんですが、いろんな会合で、やっぱり我々はどうしても席に着いて食事を楽しむっていうことはなかなかしにくいと。あいつは食事ばかりして、食ってばかりで全然つがないと、こういうふうにご指導いただきますんで、やっぱりどうしても最初からつぎに回りますと、いや、食べたいのになと思って、もったいないなというふうに思っておりましたんで、ぜひこれ、30・10運動をしていただくと、私もますます太りますけれども、大変有効にその料理を、食育の面からもいいんじゃないかというふうに思いますんで、私どももぜひ課長会を初め各課のほうに管理職を通じて職員には呼びかけていきたいと思っておりますし、これを運動と

して議会の皆様とも、ぜひ今度の最終日の懇親会などもこういったことで、赤間議員からご提唱いただければ楽しくいけるんじゃないかというふうに思います。ぜひ進めてまいりましょう。

○**洪谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ありがとうございます。もう何か、市長がおっしゃられたのは全くそのとおりで、私も身につまされるようなお話で、いや、まずは恐縮してます。ぜひ恥ずかしがらずにですね、やっぱり30・10運動っていうのはみんなでやっていこうではありませんか。いかがでしょうか、議長は。あっ、質問ではございませんので、ぜひそのように議会の中でもお取り計らいいただければというふうに思います。

最後になりますけど、今回、第30回長井マラソン大会についての質問でございます。昨日は平議員、きょうは今泉議員と、2人の方がいろいろお話しされて、市長、教育長の熱い答弁をお聞きしたところでございます。私自身、十分理解しましたので、まずは第1番の今回のマラソン大会の問題について述べることはありますかっていうのは重々お聞きしましたので、教育長、何か文章もご用意いただいたんでしょうけれども、これはいいことにさせてもらっていいべか。市長もそのようによろしくお願い申し上げます。

やっぱり私がかねてから生涯スポーツ課の担当者の方にも申し上げておるんですけども、罪を憎んで人を憎まずというようなことでありますので、市長は先ほどから来年の参加費に対して考慮をしていきたいというような強いご決意であるようですので、ぜひこの来年の参加費はゼロにするような大英断をもって臨んでいただきたいと思いますが、これについて市長、ご意見よろしくお願い申し上げます。

○**洪谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 赤間議員から大変ご理解いただいて、ありがたく思います。反省すべきところはしっかりと反省して、二度とこういった事態

が起らないように、再発防止はもちろんでございますが、信頼回復に向けてさまざまな取り組みを行っていきたいと思います。

午後 3時00分 散会

なお、今年度の参加料の返金というのは、やはり適切ではないというふうに考えますので、これはご容赦いただいて、次年度の参加費用につきまして、特に登録をされている97名の方の減免を中心に、いろいろ検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** よろしくお願ひ申し上げます。

やっぱり思いは私も初め、この通告書を出したのも先月の28日ごろでしたんで、それからまた時間もたってますんで、今の考えが少し若干変わってきてるっていうこともございましたので、そのようなふうに質問させていただいたところでございます。やはり私が一番思うのは、県外から来られた、北海道、九州からも来られたんだということをお聞きしたとき、本当にご苦労さまでしたというか、本当に申しわけないなというふうに強く思ったところでございます。そういうことで、今回質問をさせていただくようにしたわけでございますが、今、市長から来年のことについてしっかりと善処していくというようなお話がございましたので、これをもって私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** 以上で一般質問は全部終了いたしました。

散 会

○**渋谷佐輔議長** 本日はこれをもって散会いたします。ご協力ありがとうございました。